

神福障支第 3526 号
令和 3 年 9 月 30 日

障害児者関係施設等 施設長 様
 管理者 様

神戸市福祉局長

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策について

平素は、本市の福祉行政の推進にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

この度、兵庫県に発令されていた緊急事態宣言が 9 月 30 日で解除されました。

本市においても、皆様の感染拡大防止の取り組みへのご協力により、医療提供体制は改善に向かっておりますが、今後も引き続き感染防止対策の取り組みを継続する必要があります。

本市として「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」を改定しましたので、内容をご確認いただき、感染拡大防止対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症に対応するためのかかり増しの経費が必要になること等を踏まえた障害福祉サービス等報酬の特例的な評価の 10 月以降の取り扱いについて、厚生労働省から通知がありましたので、こちらもご確認をお願いいたします。

記

1. 令和 3 年度「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針－第 5 弾－」 <https://www.city.kobe.lg.jp/a95474/reiwa3taiouhoushin5.html>

- 検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事案の発生時には、速やかに保健所に連絡すること。
- マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底するとともに、2 か月分の使用量を確保すること。
- 面会についてはオンライン面会等を活用し、直接面会については、緊急の場合を除き中止すること。実施する場合にあっても、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること。
- 原則、利用者の外泊、外出を自粛すること。
- 施設の職員等及び施設等との関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等を徹底すること。

2. 定期的な PCR 検査の積極的な活用

市内の障害児者施設等（入所系・通所系施設）でのワクチン接種が実施されるまでの間、当該施設等における直接介護等に従事する職員の定期的 PCR 検査を実施しています。積極的にご活用ください ※ワクチンを 2 回接種済の方は対象外

https://www.city.kobe.lg.jp/a39067/kourei/teikiteki_pcr.html

3. 新型コロナウイルス感染防止対策の継続支援について（厚生労働省より）

今年度の報酬改定におきまして、新型コロナウイルス感染症に対応するため、かかり増しの経費が必要となること等を踏まえた障害福祉サービス等報酬の特例的な評価（0.1%の半年分）が行われてきましたが、10月以降については、感染状況や地域における介護の実態等を踏まえ、必要に応じ柔軟に対応することとされてきました。その10月以降の取り扱いについて、下記のとおり厚生労働省社会・援護局から通知がありました。

通知については、

「ホーム>ビジネス>事業者への各種案内・通知>障害福祉事業>国・兵庫県・神戸市からの通知等」のページの国からの通知

<https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/kakushututi.html>

から内容を確認できますので、各施設において領収書の保存など、必要な準備を進めていただきますようお願いいたします。

厚生労働省からの通知

- ・「感染防止対策の継続支援」の周知について（令和3年9月28日付事務連絡）

福祉局障害者支援課

（1、3について） TEL：322-5230

（2について） TEL：322-5231